

「滋賀県行財政改革方針」の取組結果

1. 滋賀県行財政改革方針の概要(改革の理念)

本県では、平成22年度に「滋賀県行財政改革方針」を策定し、危機的な財政状況の下、基本構想に掲げる理念や重点施策を踏まえ、これからの時代における県の担うべき役割を果たしていくため、地域主権型社会づくりや「新しい公共」という改革の流れを積極的に捉え、市町との密接な連携を図るとともに、横つなぎによる総合行政を展開し、持てる経営資源を効率的、効果的に活用する「変革を先導する県政経営」を目指して、平成23年度から平成26年度までの4年間、行財政改革に取り組んできました。

2. 進捗状況

項 目		項目数	進捗状況(H26年度末時点)			
			完了、ほぼ計画どおり(100%以上)	計画の半ば程度以上(50%以上)	計画の半ば程度未満(50%未満)	
I これからの自治の仕組みづくり	1	地域主権改革に対応した自治体づくり	28	23	4	1
	2	協働型の県行政を進める仕組みづくり	25	24	1	
	3	効率的な行政運営体制の整備と業務改善の推進	21	20		1
	4	組織の活性化と地域課題の解決を目指す県政の推進	18	17	1	
II 財政の健全化	1	財源不足額への対応	2	2		
	2	持続可能な財政基盤の確立	17	15		2
III 進行管理			3	3		
計			114	104 (91.2%)	6 (5.3%)	4 (3.5%)

実施項目	具体的取組項目	主な取組内容
I-1 地域主権改革に対応した自治体づくり		
(1) 義務付け・枠付けの見直しに基づく地域の実情に沿った特色あるルールづくり	滋賀らしさのある条例づくりの検討	<p>■ 第1次～第3次一括法の成立を受け「施設・公物設置管理基準」を中心に本県独自の基準を規定</p> <p>(例) ・児童福祉施設の設備および運営に関する基準 → 乳幼児の心身の健全な発達のため、国基準を超えて、乳幼児の保護に直接従事する職員を配置するよう努めること(努力義務)を条例で規定</p> <p>・障害福祉サービス事業の整備および運営に関する基準 → 事業所の負担を軽減し、日中活動の場の整備を促進するため、特定のサービスの施設規模について、国基準(20人以上)を下回る定員基準(10人以上)を条例で規定 等</p>
(2) 国への積極的な政策提案活動の実施	国への政策提案活動の実施	<p>■ 春と秋の政策提案活動に加え、必要に応じて、政府への緊急提案活動を実施</p> <p>(例) ・医工連携ものづくりによる地域活性化について(H25春) → 地域の“ものづくり力”を活かした『滋賀健康創生』特区が、地域活性化総合特区に指定</p> <p>・外来生物対策について(H25春・秋) → H26年度より国直轄によるオオバナミズキンバイ防除が実施 等</p>
(3) 横つなぎの総合行政の実現	① 部局横断的な政策課題に一体的に対応できる部局編成	<p>■ 部局横断的な企画立案・総合調整を行う総合政策部を設置(H23年度)し、滋賀県基本構想で定める8つの未来戦略プロジェクトを部局横断的・戦略的に推進</p> <p>■ 「鳥獣被害対策本部」を設置(H24年度)し、総合的な鳥獣被害対策を推進</p> <p>■ 関係する部局と研究機関による環境保全スキームとして「琵琶湖環境研究推進機構(H26年度)」を創設 等</p>
	② 基本構想に掲げる未来戦略プロジェクトごとの目標管理による施策の推進	<p>■ 基本構想に掲げる未来戦略プロジェクトごとの指標や、毎年度策定する基本構想実施計画の事業目標の到達度、外部環境等の変化等を踏まえ、その後の施策を展開</p> <p>■ その過程において、次年度施策構築に向けた知事と部局長との政策課題協議を実施</p>
(4) 府県境を越える広域的課題への対応	① 関西広域連合での広域的取組の推進	<p>■ 広域計画に基づく7つの分野別広域事務の円滑な実施および広域課題への対応のための企画調整事務の推進</p> <p>(主なもの) ・広域的な原子力災害対策の推進 ・府県境を越えた鳥獣保護管理の推進 ・調理師等資格試験の一元化(H25.4) ・琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会の設置(H26.7) ・京滋地域ドクターヘリの滋賀県への配備決定(H25.11)</p>

実施項目	具体的取組項目	主な取組内容																			
	②広域行政推進会議での広域的行政課題の検討・施策化、近隣府県との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■広域行政推進会議の開催 ■「広域連携推進のための戦略検討調査」報告(H27.3) ■「広域連携推進の指針」の策定(H24.10)、同指針の改定案の取りまとめ(H27.3) 																			
I-2 協働型の県行政を進める仕組みづくり																					
(1) 協働型県政の推進のための職員研修の充実	協働推進セミナーの実施	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・協働推進セミナー(事例報告・現地研修・グループワーク) H23年度(118人) H24年度(88人) H25年度(51人) H26年度(56人) </div>																			
(2) 公益社団・財団法人への「個人県民税における寄附優遇措置」導入等	①寄附金税額控除の対象等に係る条例案の検討	■県税条例改正案をH24.6県議会に提案・可決(H24.7.18施行)																			
	②NPO法人への寄附金についての検討	<ul style="list-style-type: none"> ■県税条例改正案をH24.6県議会に提案・可決(H24.7.18施行) ■NPO法人の指定の基準および手続を定める条例案(県税条例改正規定を含む)をH25.2県議会に提案・可決(H25.4.1施行) ■指定NPO法人として指定するための条例案をH25.11県議会に提案・可決(H25.12.27施行) ■NPO法人の認定取得を促進(H24～26年度 認定11件 仮認定2件 条例個別指定1件) 																			
(3) 県政情報の積極的提供・公開と県民の声の施策への一層の反映	①情報提供・公開と県民の声の反映	■職員の広報・広聴への意識・能力を高めるため、「パブリシティの手引き」も盛り込んだ「広報マニュアル」を作成(H23年度)し、各種研修や説明会において周知																			
	②「知事と語る滋賀の未来事業」の実施と活用	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>知事とふれあい座ぶとん会議</th> <th>おじゃまします！知事です</th> <th>こんにちは！三日月です</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>1回</td> <td>27回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>3回</td> <td>6回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>2回</td> <td>15回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>—</td> <td>16回</td> <td>12回</td> </tr> </tbody> </table>		知事とふれあい座ぶとん会議	おじゃまします！知事です	こんにちは！三日月です	H23年度	1回	27回		H24年度	3回	6回		H25年度	2回	15回		H26年度	—	16回
	知事とふれあい座ぶとん会議	おじゃまします！知事です	こんにちは！三日月です																		
H23年度	1回	27回																			
H24年度	3回	6回																			
H25年度	2回	15回																			
H26年度	—	16回	12回																		
(4) 施策構築や予算編成過程における見える化の拡充	①施策の構築過程における知事と部局長との協議の見える化の推進 ②予算編成過程の見える化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■知事と部局長との政策課題協議の実施状況を県ホームページで公表するとともに予算協議の状況を報道機関に公開 ■予算編成過程における各段階の予算措置状況と査定理由を公表するとともに、H26年度当初予算からは、予算編成システムにより、全事業の事業概要や予算額を県ホームページで公開 																			

実施項目	具体的取組項目	主な取組内容										
I-3 効率的な行政運営体制の整備と業務改善の推進												
(1) 組織・機構の見直し	<p>①本庁の組織・機構の見直し</p> <p>②地方機関の組織・機構の見直し</p>	<p>(主な見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■部局横断的な企画立案・総合調整を行う総合政策部を設置(H23年度) ■流域治水政策を、河川の維持管理や改修と一体的に推進するとともに、本県の流域政策の企画推進機能を強化するため、流域政策局を設置(H23年度) ■鳥獣被害対策に対応するため、森林政策課に鳥獣対策室を設置。総合的な鳥獣被害対策を推進するため、「鳥獣被害対策本部」を設置(H24年度) ■「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の推進に係る施策を集約して担当する課として、新たに「中小企業支援課」を設置(H25年度) ■健康福祉部を健康医療福祉部に改称するとともに、本県に必要な医療供給体制づくりに対応し、認知症の早期発見のための医療体制の充実や総合的ながん対策などを強力に推進し、医療福祉推進の基盤となる医療人材の確保や養成の取組を強化(H26年度) ■本庁知事部局各課の総務事務を集中的に処理する総務事務・厚生課を総務部に設置(H26年度) <p>(主な見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■木之本土木事務所を長浜土木事務所に統合し、木之本支所を設置(H23年度) ■6つの地方機関(環境・総合事務所、県税事務所、森林整備事務所、健康福祉事務所、農業農村振興事務所、土木事務所)について、実施計画期間中における見直しの方向について取りまとめ(H24年度) ■環境・総合事務所を廃止し、県内6か所に環境事務所を設置(H24年度) ■愛知川流域田園整備事務所を東近江農業農村振興事務所に統合(H26年度) 										
(2) 適正な定員管理	「定数削減計画」の推進	<p>■H23.4.1～H26.4.1で120人の定数削減を実施</p> <table border="1" data-bbox="1420 981 1852 1188"> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>対前年度△31人</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>対前年度△53人</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>対前年度△20人</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>対前年度△16人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>△120人</td> </tr> </tbody> </table>	H23年度	対前年度△31人	H24年度	対前年度△53人	H25年度	対前年度△20人	H26年度	対前年度△16人	計	△120人
H23年度	対前年度△31人											
H24年度	対前年度△53人											
H25年度	対前年度△20人											
H26年度	対前年度△16人											
計	△120人											
(3) 適正な給与管理	<p>①特殊勤務手当の見直し</p> <p>②行政委員会の非常勤委員の報酬見直し</p>	<p>■職員手当について、地方公務員制度や社会情勢の変化を踏まえ、必要な見直しを実施</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■県税事務手当・社会福祉業務手当の日額化、深夜緊急業務等手当(年末年始の業務)と畜検査手当の廃止等</p> <p>■労働委員会・収用委員会の報酬日額化、その他の行政委員会の月額報酬引き下げ</p> </div>										

実施項目	具体的取組項目	主な取組内容
(4) 個別業務システムの最適化、情報セキュリティ対策の実践	①財務会計システムの再構築	■予算編成システム運用開始(H25.9月)、公有財産管理、執行管理、旅費の各システム運用開始(H26.3月)
	②総務事務の一層の効率化の検討	■H25年度に総務部において総務事務の集中化を試行、H26年度は総務部に総務事務・厚生課を設置し、本庁知事部局の総務事務を一括して集中的に処理

I-4 組織の活性化と地域課題の解決を目指す県政の推進

(1) 組織の活性化	職員の専門性と実務能力の向上	■職場における人材育成の取組を強化するため、キーパーソンである人材育成指導員、新任GL、ブラザー・シスターを対象とした職場支援研修においてOJT指導の研修を継続するとともに、H26年度には、新たに、課長補佐級・主幹級対象の階層別研修においてOJT指導者研修を実施																														
(2) 自律型人材の育成	①人材育成基本方針に基づく取組の推進	■庁内での意見聴取および県を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成27年度に向けて研修内容の見直しを実施。女性職員の育成等を推進するため、「女性職員の活躍推進のための取組方針」を策定(H26年度)																														
	②自律型人材育成制度の効果的な実施	■簡素化の観点から自律型人材育成制度の実施方法等を一部見直すとともに、課長級以下の全職階で実施するよう対象者を拡大																														
(3) 「県庁力最大化」に向けた業務執行の推進	「知恵だし汗かきプロジェクト」の推進	<p>■特別な事業予算を伴うことなく、職員一人ひとりが知恵を出し、汗をかくことにより、きめ細かな県民サービスの拡大や様々な行政課題の解決を目指す「知恵だし汗かきプロジェクト」を推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業数</th> <th>(出前講座)</th> <th>(施設見学)</th> <th>(情報発信)</th> <th>(その他)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>113</td> <td>30</td> <td>14</td> <td>29</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>105</td> <td>29</td> <td>11</td> <td>26</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>108</td> <td>29</td> <td>9</td> <td>28</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>103</td> <td>28</td> <td>9</td> <td>26</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>		事業数	(出前講座)	(施設見学)	(情報発信)	(その他)	H23年度	113	30	14	29	40	H24年度	105	29	11	26	39	H25年度	108	29	9	28	42	H26年度	103	28	9	26	40
	事業数	(出前講座)	(施設見学)	(情報発信)	(その他)																											
H23年度	113	30	14	29	40																											
H24年度	105	29	11	26	39																											
H25年度	108	29	9	28	42																											
H26年度	103	28	9	26	40																											
(4) 「特定事業主行動計画」による取組	①子育てを支え合う職場環境づくり	<p>■県庁子ども参観日の開催</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>184人</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>199人</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>201人</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>101人</td> </tr> </tbody> </table>	H23年度	184人	H24年度	199人	H25年度	201人	H26年度	101人																						
	H23年度	184人																														
H24年度	199人																															
H25年度	201人																															
H26年度	101人																															
	②男性職員の主体的な育児参加を応援	<p>■「お父さんの子育て促進プロジェクト(パパプロ)」の実施</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>92人</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>164人</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>221人</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>245人</td> </tr> </tbody> </table>	H23年度	92人	H24年度	164人	H25年度	221人	H26年度	245人																						
H23年度	92人																															
H24年度	164人																															
H25年度	221人																															
H26年度	245人																															

実施項目

具体的取組項目

主な取組内容

Ⅱ-1 財源不足額への対応

(1) 財政健全化に向けた取組
～財政改革推進計画～①歳入の確保
②歳出の見直し

■歳入歳出両面での計画的な取組により収支均衡を達成

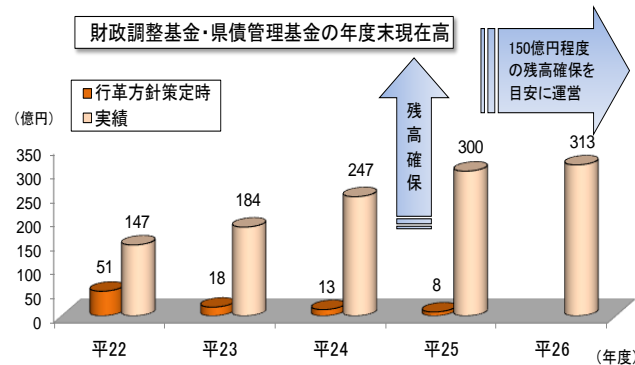
(単位:億円)

			行財政改革方針策定時の想定				当初予算編成時の対応			
			H23	H24	H25	H26	H23	H24	H25	H26
一般財源不足額			209	145	155	175	209	250	247	127
財源不足対応	行革方針による取組	歳入確保	9	5	5	5	9	5	3	11
		歳出削減	事業見直し	23	24	25	25	23	29	30
	人件費対応		35	35	35	35	35	42	35	25
	財源対策としての対応	県債	44	45	45	45	44	59	67	—
基金取崩等		85	36	45	65	85	104	104	56	
		その他	13				13	11	8	3

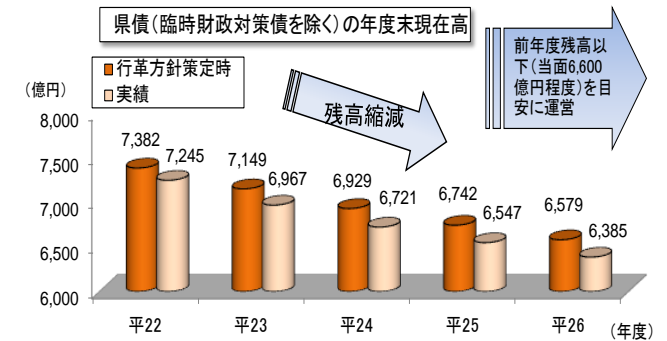
■上記の財政健全化の取組に加え、予算執行における歳出の効率化や県税等の増収により見込みを上回る収支改善が図られ、財源調整的な基金(財政調整基金、県債管理基金(満期一括償還に係る積立分を除く))の残高は、H26年度末見込では313億円まで回復。また、県債残高は増加しているものの、臨時財政対策債を除く実質的な県債の残高は減少傾向が続いており、H26年度末見込では、6,385億円まで減少

(「財政健全化に向けた取組について」において定めた財政運営上の目安)

- ・財源調整的な基金残高 150億円程度
- ・臨時財政対策債を除く県債残高 6,600億円程度



(注) 県債管理基金については、満期一括償還に係る積立分を除いています。



(注) 実績については、平成25年度までは各年度末現在高で、平成26年度は決算見込みに基づく年度末現在高見込額です。

実施項目	具体的取組項目	主な取組内容																	
Ⅱ-2 持続可能な財政基盤の確立																			
(1) 地方公営企業の健全化 (水道用水供給事業・工業用水道事業)	①アセットマネジメントの手法による更新計画の策定	■平成27年度アセットマネジメント計画策定に向けた業務委託(H26年度)																	
	②定員の適正化	■水道用水供給事業で南部・中部・甲賀の3事業を統合(H23年度) ■組織改編に併せ企業庁全体で5名の職員を削減、職員定数を76人→69人に削減																	
(2) 地方公営企業の健全化 (病院事業)	①経営収支の改善 ②次期中期計画の策定	■第三次県立病院中期計画の策定・公表(H23年度)、取組実績に係る外部評価の実施、中間見直し(H26年度) ■経常収支の単年度黒字化(H24年度～)																	
(3) 税収確保対策の充実・強化	①新たな数値目標の設定 ②徹底した滞納処分等の実施	■滞納処分に係るH28年度までの数値目標の設定(毎年度、滞納額を1.2億円以上縮減) <table border="1" data-bbox="836 550 1453 692"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>滞納額</th> <th>縮減額(対前年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>40.1億円</td> <td>0.7億円</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>37.7億円</td> <td>2.4億円</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>34.2億円</td> <td>3.6億円</td> </tr> </tbody> </table> ■数値目標を踏まえた徹底した滞納処分等の実施	年度	滞納額	縮減額(対前年度)	H23年度	40.1億円	0.7億円	H24年度	37.7億円	2.4億円	H25年度	34.2億円	3.6億円					
	年度	滞納額	縮減額(対前年度)																
	H23年度	40.1億円	0.7億円																
H24年度	37.7億円	2.4億円																	
H25年度	34.2億円	3.6億円																	
③滋賀地方税滞納整理機構による市町との連携強化	■県と市町により地方税の滞納整理を推進するために設置している「滋賀地方税滞納整理機構」において、地域の実情に沿った市町との連携を強化																		
④広域徴税体制の整備	■高島地域において、H25年8月から徴収業務の共同化を実施 ■湖東地域において、H27年8月から徴収業務の共同化を実施することについて協定を締結(H27.3)																		
(4) 税外未収金の徴収強化	関係所属の未収金対策の直接支援	■税外未収金対策にかかるガイドライン策定(H23年度) ■税外未収金の共同管理の実施(H24年度～) 【H27.3.31現在の実績】 対象事案・金額 343件 98,645,205円(うち収納金額 36,196,879円)																	
(5) 県有資産の利活用	①未利用県有地の売却処分等の推進	<table border="1" data-bbox="827 1124 1410 1261"> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>20件</td> <td>763,739千円</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>11件</td> <td>520,539千円</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>20件</td> <td>3,104,133千円</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>12件</td> <td>263,610千円</td> </tr> </tbody> </table>	H23年度	20件	763,739千円	H24年度	11件	520,539千円	H25年度	20件	3,104,133千円	H26年度	12件	263,610千円					
	H23年度	20件	763,739千円																
H24年度	11件	520,539千円																	
H25年度	20件	3,104,133千円																	
H26年度	12件	263,610千円																	
②庁舎および敷地等の有効活用の推進	<table border="1" data-bbox="970 1306 1332 1448"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>12,827千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■広告事業</td> <td>H24年度</td> <td>17,502千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H25年度</td> <td>13,056千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H26年度</td> <td>17,730千円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1418 1306 2099 1448"> <thead> <tr> <th colspan="2">■ネーミングライツ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">H26.2「県民の森」について契約締結(年額:60万円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">愛称:滋賀日産リーフの森 契約期間:H26.4~H31.3</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	12,827千円	■広告事業	H24年度	17,502千円		H25年度	13,056千円		H26年度	17,730千円	■ネーミングライツ		H26.2「県民の森」について契約締結(年額:60万円)		愛称:滋賀日産リーフの森 契約期間:H26.4~H31.3	
	H23年度	12,827千円																	
■広告事業	H24年度	17,502千円																	
	H25年度	13,056千円																	
	H26年度	17,730千円																	
■ネーミングライツ																			
H26.2「県民の森」について契約締結(年額:60万円)																			
愛称:滋賀日産リーフの森 契約期間:H26.4~H31.3																			

実施計画に沿って一定の取組を進めたが未達成となった項目については、主として、国政の影響(国の出先機関改革、税関係)を受けたものや、市町との十分な調整に時間を要しているものである。

実施項目	取組内容、未達成理由
計画の半ば程度以上の進捗(50%以上) 6項目	
①「県、市町の施策・事業のあり方についての見直し」の中で県と市町が担うべき役割について検討	<ul style="list-style-type: none"> ● H23年度に事務の共同化等について取りまとめ、H24年度に権限移譲の検証報告書(案)を取りまとめ ● H25年度以降、権限移譲について県と市町との意見交換を行っているが、引き続き十分な協議が必要
②県・市町の施策、事業のあり方についての見直し	
③特例条例による県から市町への権限移譲	
④自治創造会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● H23年度 4回、H24年度 4回、H25年度 4回、H26年度 1回開催 ● 会議のあり方について、市長会および町村会の意見を踏まえ、引き続き調整が必要
⑤指定管理者制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 直営施設への新規導入(3施設)や、既導入施設における非公募から公募への転換(5施設)等の改善を実施 ● 指定管理者へのインセンティブ付与手法の見直し等については、他団体事例の分析等を行いながら引き続き検討
⑥人材育成基本方針に基づく取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内での意見聴取および県を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成27年度に向けて研修内容の見直しを実施。また、女性職員の育成等を推進するため、「女性職員の活躍推進のための取組方針」を策定(H26年度) ● 「人材育成基本方針」の見直しについては、係制の導入および人事評価制度の本格導入等を見据えH27年度に実施予定
計画の半ば程度未満の進捗(50%未満) 4項目	
①国の出先機関改革に伴い受け入れるべき事務・権限や受け入れ体制等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 国における出先機関改革の取組の変化によるもの
②国の出先機関改革に伴う事務・権限の地方移譲に伴う組織づくり	
③法定外目的税の導入に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税率(国・地方)の引上げや、震災復興を目的とした財源確保のための個人住民税均等割の引上げ等の中で、新たな法定外目的税導入やさらなる本県独自の超過課税導入は、慎重な検討が必要
④普通税としての超過課税の導入に向けた検討	

「外郭団体および公の施設見直し計画」の取組結果

計 画 概 要	主 な 取 組 内 容																
1 外郭団体見直し計画（H21年12月～H27年3月）																	
<p>(1)見直し対象団体 県が資本金等の4分の1以上を出資し、かつ県の出資割合が最も高い法人(独立行政法人を除く。)</p> <p>(2)今後の外郭団体のあり方 ①自立した経営機能の発揮 ②環境変化に対応しうる経営の確立 ③透明性の確保</p> <p>(3)県の関与のあり方 ①役割と責任の明確化 ②適切かつ効果的な連携協力関係の構築 ③経営状況の的確な把握</p> <p>(4)個別団体についての見直しの方向</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">見直し方針</th> <th style="width: 30%;">団体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①廃止</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>②統合</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>③縮小</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td>④自立性の拡大</td><td style="text-align: center;">11</td></tr> <tr><td>⑤経営改善</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>⑥抜本的経営見直し</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: center;">30</td></tr> </tbody> </table>	見直し方針	団体数	①廃止	4	②統合	1	③縮小	6	④自立性の拡大	11	⑤経営改善	3	⑥抜本的経営見直し	5	計	30	<p>■見直し対象の外郭団体の数は、2割以上減少(30団体→23団体)</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【廃止 4】 (財)びわこ空港周辺整備基金、(財)滋賀県下水道公社、滋賀県住宅供給公社、(財)びわ湖造林公社(滋賀県造林公社に吸収合併)</p> <p>【統合 1】 (財)滋賀県障害者雇用支援センター</p> <p>【県出資割合低下 2】 (公財)滋賀県消防協会、滋賀県社会福祉事業団</p> </div> <p>■外郭団体の職員数は約3割減少(910人→643人)、外郭団体に対し県が派遣する職員は約3割減少(110人→78人)</p> <p>■新公益法人への移行は全て完了(公益財団／公益社団法人：18団体 一般財団／一般社団法人：2団体)</p> <p>■債務超過団体は5団体→1団体に、累積欠損団体は6団体→4団体にそれぞれ減少</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【債務超過団体】[解消] (公財)滋賀県環境事業公社、(一社)滋賀県造林公社、(財)びわ湖造林公社、(一財)動物保護管理協会</p> <p style="padding-left: 20px;">[未解消] (株)滋賀食肉市場</p> <p>【累積欠損団体】[解消] (一社)滋賀県造林公社、(財)びわ湖造林公社</p> <p style="padding-left: 20px;">[未解消] (公財)滋賀県環境事業公社 (一財)滋賀県動物保護管理協会 (公財)滋賀食肉公社 (株)滋賀食肉市場</p> </div> <p>■上記のほか、見直し計画に沿って見直しを行った団体の例</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【自立性の拡大】(公財)淡海文化振興財団 (寄附等による民間資金導入、人員削減等により県の補助金を25%削減)</p> <p>【経営改善】(公財)文化財保護協会 (公共事業の減を受けた人員体制の縮小、市教委や民間からの受託拡大)</p> <p>【縮小】(公財)滋賀県文化振興事業団 (管理施設の減少等に応じて正規職員を3割弱削減。現在、文化芸術部門のびわ湖ホールとの統合に向け、引き続き調整中)</p> </div> <p>■見直し計画の方針を変更した団体</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(公財)糸賀一雄記念財団(廃止→存続)、滋賀県土地開発公社(縮小→新規事業への対応)</p> </div>
見直し方針	団体数																
①廃止	4																
②統合	1																
③縮小	6																
④自立性の拡大	11																
⑤経営改善	3																
⑥抜本的経営見直し	5																
計	30																

計 画 概 要

主 な 取 組 内 容

2 公の施設見直し計画（H21年12月～H27年3月）

(1)見直し対象施設

平成20年3月「新しい行政改革の方針」で対象とした83施設のうち、既に廃止の施設や必置施設等を除く70施設

(2)見直しの視点

- ①施設機能の代替性
- ②施設利用の地域限定性
- ③他施設との一体管理による効率性

(3)個別施設についての見直しの方向

見直し方針	施設数
①廃止	6
②移管・売却	17
③抜本的な見直し	4
④運営改善	43
計	70

■見直し対象の公の施設の数、廃止や移管等により、15施設減少(70施設→55施設)

【廃止 6】 滋賀会館、水環境科学館、きぬがさ荘、虎御前山教育キャンプ場、三島池ビジターセンター(移管→廃止)、朽木いきものふれあいの里センター(移管→廃止)

【移管 9】 日野溪園、安土荘、長浜荘、さつき荘、福良荘、荒神山少年自然の家、アーチェリー場、比良山岳センター、しが県民芸術創造館(抜本の見直し→移管)

※「廃止」の方針であったもののうち、廃止に至らなかった施設

【移転】 琵琶湖文化館（現機能を廃止し、新生美術館に移転予定(現在休館中)）

【存続】 県民交流センター（ピアザ淡海の区分所有者に有識者を加えた会議で検討した結果、運営改善を図り存続することが妥当と結論(その後、利用人数・利用率・利用料収入は増加)）

※「移管・売却」の方針であったもののうち、移管・売却(又は廃止)に至らなかった施設

【運営改善】 醒井養鱒場（効果的、効率的手法として指定管理者制度を導入）

奥びわスポーツの森（市移管不調のため、見直し計画に沿ってプールを閉鎖）

柳が崎ヨットハーバー、ライフル射撃場（売却不調のため、見直し計画に沿って指定管理料0円で施設を維持）

【当面存続】 きゃんせの森、栗東体育館、伊吹運動場（見直しに向けた関係市との交渉が難航）

■上記のほか、見直し方針に沿って見直しを行った施設の例

びわこ地球市民の森(平成26年度から指定管理者制度を導入)

テクノファクトリー（入居率 57%(H21) → 92%(H26)）

びわ湖ホール（自主財源の拡大 オフィシャルスポンサー 0(H21)→2(H26)、会員 52口(H21)→127口(H26)）
（ホール稼働率 70%(H21) → 77%(H26)）

■見直し対象の公の施設(現有55施設)のうち、40施設において指定管理者制度を導入